

第5回 デジタルガバメントワーキング・グループ
議事次第

1. 日時：令和2年1月27日（月）9:59～11:40
2. 場所：合同庁舎第4号館12階1214会議室
3. 出席者：
（委員）小林喜光（議長）、高橋進（議長代理）、高橋滋（座長）、
岩下直行（座長代理）、佐藤主光、南雲岳彦
（専門委員）川田順一、田中良弘、濱西隆男、八剣洋一郎
（政府）大塚副大臣、田和内閣府審議官、須藤内閣府地方分権推進室参事官
（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、
小見山参事官、大野参事官、吉岡参事官
（ヒアリング出席者） 財務省：後藤国税庁長官官房審議官
財務省：菅沼国税庁長官官房情報技術室長
財務省：中島主税局税制第一課企画官
総務省：稲岡自治税務局税務担当審議官
総務省：東自治税務局企画課電子化推進室長

4. 議題：

（開会）

1. 行政手続コスト削減に向けた各省取組のフォローアップ
 - ・重点分野「国税」「地方税」について
 - ・規制改革実施計画「地方の書式・様式」（地方税関係）について
（財務省、総務省からのヒアリング）

2. 地方自治体への働きかけについて

3. 規制改革ホットラインの処理方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋（滋）座長 それでは、時間となりましたので、第5回の「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開会させていただきます。

本日は、お忙しいところ、高橋議長代理にも御出席いただいております。ありがとうございます。

大塚副大臣、小林議長は遅れて御出席の御予定です。

堤専門委員は御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として、「行政手続コスト削減に向けた各省取組のフォローアップ」として、重点分野「国税」「地方税」について、財務省・総務省からヒアリングを行

いたいと思います。あわせて、地方税については、書式・様式の共通化にかかる取組の進捗状況についてもヒアリングを行うこととしております。

両省に対しては、資料1-1、2-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、まず財務省より、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○財務省（後藤審議官） 国税庁審議官の後藤でございます。冒頭、一言、私から御挨拶させていただきます。

高橋座長始めデジタルガバメント・ワーキングの皆様におかれましては、平素より税務行政に対しまして御理解、御協力を賜っております。これについては、まず厚く感謝を申し上げます。

平成29年3月に公表されました当部会の取りまとめを踏まえまして、財務省におきましても基本計画を策定いたしまして、税務手続コストの削減に向けて、経済団体や地方税当局とも連携いたしながら、各種手続の電子化、簡素化を推進してまいりました。この基本計画に掲げた施策につきましても、税制改正を要する事項、予算措置が必要なシステム開発等も数多く含まれておりました。また、事業者の方々に対して、電子申告の利用勧奨が必要になりまして、これにつきましては、国税局・税務署職員を挙げて取り組んでまいりました。ワーキングの皆様からの御指導もいただきながら、スピード感を持って各施策の具体化を実現することができたと考えております。

本日は、今までの取組状況につきまして論点を頂戴しておりますので、それに沿いまして担当の室長から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○財務省（菅沼情報技術室長） 国税庁で電子申告を担当しております菅沼と申します。

事前に頂きました論点メモに対する国税分につきまして、概要を御説明させていただきます。

お手元の資料1に基づきまして御説明させていただきます。

最初のページでございます。「1. 大法人の法人税・消費税の電子申告（e-Tax）利用率100%について」でございます。①といたしまして、最初の二重括弧のところでございます。

「大法人の電子申告率の推移及び最新の状況」についてでございます。表に記載しましたとおり、平成30年度における大法人の電子申告利用率は前年より上昇いたしまして、法人税73.1%、消費税70.2%となっております。

次に、その下の「義務化の円滑な施行に向けたこれまでの取組等」についてでございます。データの送信容量ですとか、送信いただける時間、こういったものを拡大するなど、環境の整備を実施するとともに、義務化対象が見込まれる個々の法人に対しまして、リーフレットを配ったりですとか、説明会を実施したりですとか、周知活動を様々な形で取り組んでまいりました。

それから、一番下の「大きなトラブル（苦勞したこと）」でございます。これまで大き

なトラブルは起きておりません。個々の法人、かなり周知が進んでいると認識しております。2年の時間を我々は要して丁寧に説明してきたということが、苦労した点ということで1つ挙げられるかと思えます。

それから、おめくりいただきまして、次のページでございますが、説明会でも丁寧に説明したものですから、予定した時間を超過して、説明会がかなり白熱したことがあったということがございます。

それから、次のページでございます。「2. 中小法人の法人税・消費税の電子申告（e-Tax）利用率85%について」でございます。②といたしまして、中小法人の電子申告率の状況でございます。昨年度、平成30年度の電子申告利用率は、法人税で84%、消費税で83%となっております。今年度途中まででございますが、件数ベースで電子申告の件数がどうなっているかを調べますと、対前年比104%のペースで上昇していることを確認しております。そこで、もともと84、83とかなり高い数字でございましたので、今年度の利用率85%という目標達成は十分可能であろうと考えているところでございます。

引き続き③の目標達成までの月次の進捗管理でございます。今年度末までに仮に月次目標を立てるとすると、来月末の時点の目標を立てることになると思いますが、先ほど申し上げたとおり、順調に伸びておりますので、あえてそのようなことをしなくても目標が達成できるのではないかと考えているところでございます。

それから、一番下の④でございます。中小法人の義務化を前提とした利用率100%の実現に向けた道筋についてでございます。おめくりいただければと思いますが、当庁といたしましても、社会全体のコスト削減を図ることは極めて重要だと考えております。中小法人の法人税・消費税の申告につきまして、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）利用率100%」に向けて、取り組んでいくことが必要だと考えてございます。

一方で、真ん中よりちょっと下の参考のところに書いてございますが、現状、ITを使わずに経理を行っておられる中小企業も依然として存在することを踏まえる必要があるだろうと。必ずしも全ての中小企業が電子申告を行える環境が整っていないという現状において、電子申告義務化を直ちに実施することは、社会的影響が大きいのではないかと考えているところでございます。大法人の電子申告義務化がこの4月から始まりますので、その状況も踏まえまして、義務化の範囲の拡大が将来的に検討されるものと承知しておりますが、いずれにいたしましても、当庁といたしましては、中小法人も含め引き続き積極的な利用勧奨に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次のページでございます。「3. 電子納税の一層の推進について」でございます。⑤といたしまして、電子納税の利用率の改善についてでございます。当庁において、電子納税を始めといたしました多様なキャッシュレス納付の手段を提供してございます。その推進を図っているところですが、現状、電子納税の利用率は11%程度にとどまっているところでございます。多くの納税者の方が、取引先への税以外の支払等のために金融機関に出向

いた際に、併せて国税の納付も行っていただいているということが実態としてあることが要因の一つではないかと考えているところでございます。

一方で、決済手段の多様化ですとか、キャッシュレス化が進展する中、国税の納付につきましても、キャッシュレス納付の比率を令和7年度までに4割程度に引き上げることを目指しておりまして、目標達成に向けて利用勧奨を引き続き強力に進めていきたいと考えているところでございます。

それから、おめくりいただきまして、「4. e-Taxの使い勝手の大幅改善」ということで、⑥といたしまして、利用満足度に係るアンケートの概要及び活用状況についてでございます。当庁では、e-Taxに係る今後のシステム開発、運用の参考にするためにアンケートを実施してございます。その結果、5段階評価をいただいた項目では、そのうち上位の2段階の評価が占める割合が81%となっているところでございます。また、個別に自由記載の項目がございまして、御要望いただいた事項につきましては、予算の制約もございまして、予算と相談しつつ、実現可能なものから順次改善を図っているところでございます。引き続きアンケート結果を活用し、システム開発や運用を改善し、使い勝手を向上していきたいと考えてございます。

次に、⑦でございます。e-Taxの使い勝手の改善に関しまして、法人共通認証基盤の利用及び受付の通年24時間化についてでございます。まず、法人共通認証基盤のID・パスワードを使ってe-Taxを御利用いただくための検討を進めているところなのですが、法人認証基盤とe-Taxの間で納税者を特定するためのひも付けという技術的な作業が必要になります。現在、e-Taxのシステム面における課題、懸案事項等を一つ一つ洗い出して、その点につきまして経済産業省と協議を行っているところでございます。関係省庁とも協議をしながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

もう一つ、受付時間でございます。平成16年のe-Taxの導入以降、順次受付時間を拡大してきているところでございます。現在は所得税の確定申告期におきましては、土日も含めて24時間稼働してございます。それ以外の期間でございますが、平日は原則24時間、そして土日につきましても、多くの法人が申告期限に当たる毎月最終土曜日、そしてその翌日曜日は稼働しているという状況にございます。今後、さらに拡大ということになりますと、所得税の確定申告期以外の期間につきまして、最終週以外の土日に受付を拡大することが考えられるわけですが、現在、利用者の具体的なニーズをお聞きしながら検討を行っているところでございます。

続きまして、おめくりいただき「5. 地方税との情報連携の徹底」についてでございます。⑧でございます。国税と地方税の情報連携でございますが、ここに書いてございまして、開廃業・異動届等に係る提出の電子的提出の一元化、それから、その下のポツの法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除につきましては、いよいよ今年の3月から、それから、その下の財務諸表の提出先の一元化、さらにその下の連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化につきましては今年の4月から、

そして、次のページでございますが、法人税の所得金額等のデータ連携につきましては、令和3年度末までにそれぞれ導入することを予定しております。また、その下にちょっと飛んでいただきまして、地方税から国税への情報連携でございますが、①②とございます。①の地方で把握していただいた各種の情報、それから、②の地方で受理いただいた所得税の確定申告書の情報につきまして実施されているところでございます。引き続き総務省とも連携させていただいて、データによる情報連携を進めていきたいと考えているところでございます。

この紙の説明は以上なのですが、お手元の資料にございませんが、座長から、これまでの論点に加えて、ICTを活用した税務相談、具体的にはチャットの利用について御説明するように追加で御指示をいただきましたので、簡単に御説明させていただきます。

当庁では、国税庁ホームページにチャットボットを導入いたしまして、納税者が税に関する疑問をいつでも気軽に質問することができたり、国税庁のホームページで調べようとしている情報により短時間でたどり着くことができるようになることを目指しております。まずは今月15日から3月末まで試験導入という位置づけでございますが、医療費控除などの所得税の確定申告に関する相談のうち、給与所得者、年金所得者から特に多い質問に対応しているところでございます。今後、この試験導入の結果を分析・検証いたしまして、チャットボット等の機能等を改善した上で、令和2年度中に本格運用を開始するとともに、相談事例を蓄積、AI学習等を繰り返して、相談範囲の拡大等を検討していく予定としております。チャットという意味では、有人のチャットサービスももちろん考えられるところでございますが、当庁といたしましては、ただいま申し上げたとおり、まずはチャットボットの運用をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

国税側は以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、総務省より10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○総務省（東電子化推進室長） それでは、総務省の担当しております東と申します。どうぞよろしく願いいたします。

いただいた論点に対する回答ということで、資料2-2を御覧いただければと思います。が、国税と重複する部分もございますので、適宜割愛しながら説明させていただければと思います。

まず、1ページ目、大法人の関係でございますけれども、電子申告の推移につきましては、平成30年度で61.7%となっております。

「義務化の円滑な施行に向けたこれまでの取組等」につきましては、国税と同様、令和元年9月のeLTAXの更改におきまして、送信容量の増大、それから、受付時間の拡大等をやっております。また、対象法人への周知などを地方団体が国税庁と連携しながらやっております。総務省としても、先週も通知を出させていただいておりますが、地方団体への周知に努めているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。中小法人の電子申告の関係でございますが、現状、②のところを御覧いただきますと、平成30年度で70.4%という形でございます。目標としております70%を達成している状況となっております。

④の今後の100%に向けてということでございますが、我々としましても、この取組を進めることは重要だと考えておりますところでございますが、先ほど国税での説明もございましたけれども、中小企業の中にはなかなか対応が難しい状況があるところもございますので、そういった中で、少しでも進んでいくような形で我々も取り組ませていただきたいと思いますと考えているところでございます。

次が4ページをお願いいたします。電子納税の推進でございますけれども、まず、⑤で電子納税の利用状況等でございますが、総務省におきましては、これまでも各地方団体の収納チャネルの多様化を推進しておりまして、納税者の利便性の向上に取り組んでおります。そういった中で、昨年10月からは、地方税共通納税システムが稼働しまして、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる電子納税が可能となっている状況でございます。

2段落目に行っていただきまして、個人に関しましては、地方団体の努力によりまして、口座振替やコンビニ納付などの収納チャネルの多様化がされまして、普及している状況です。例えば、固定資産税でございますと、口座振替とコンビニ納付で約6割お使いいただいております。自動車税においては約5割となっております。引き続き収納チャネルの多様化を推進しつつ、さらなる利便性向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

一方で、法人の納税者につきましては、金融機関窓口での納付が大宗を占めていると考えてございます。これは先ほどの国税と同様に、金融機関に出向いた際に併せて処理をされるということも要因としてあろうかと思いますが、地方税の場合は、電子納税の導入自体が個々の地方団体が個別に行う必要があったということで、そもそも導入が進んでいなかったことも要因と考えてございます。こうした中、先ほどもちょっと申し上げましたが、地方税共通納税システムの稼働によりまして、国税・地方税、全ての団体で電子納税が可能となったということでございます。国税庁と連携して、国税・地方税併せて電子納税の利用勧奨を行うという形も可能となっておりますので、今後の利用率の向上に大きく寄与するのではないかと考えてございまして、今後とも関係機関と連携しまして、電子納税の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、⑥固定資産税の電子納税に向けた検討状況でございますが、固定資産税は賦課税目ということで、地方団体が税額を決めてお知らせするものでございます。4ページの下から、まず、今、地方税共通納税システムで実現しております申告税目につきましては、納税者からの申告で税額が確定される仕組みでございまして、既に電子申告を行う環境が整備されておりまして、電子申告をいただいた情報を活用して納付の情報を作り出して、申告から納税までをオンラインで行うという形になってございます。

一方で賦課税目につきましては、納税者からの申告がないという状況で、課税庁の地方

団体が税額を決定して納税者に賦課する、お知らせするという仕組みでございまして、課税庁が納税者に対して、税額や納付時期などをお知らせする納税通知書、課税明細書に記載される情報を電子的に送信する仕組みが今ないこと、それから、税額等の情報と電子納付される金額等の情報をひも付ける仕組みについても、今ないという状況でございまして、納税者側の環境整備や地方団体の実務、コストメリットの精査が必要であると考えてございます。

また、賦課税目の中でも、個人の納税義務者につきましては、先ほど少し御説明しましたが、地方団体の努力により収納チャネルの多様化が進んでおりまして、納税者の一定の利便性の向上が図られていることを踏まえる必要があると考えてございます。

さらに、地方税共通納税システムは全ての地方団体の負担金で運営されておりまして、地方団体の理解を得なければ進められないことにも留意する必要があると考えてございます。

こうした中ではございますが、固定資産税のうち、償却資産につきましては、申告で税額が決まる訳ではありませんけれども、課税事務の参考資料として申告していただく仕組みがございまして、これが電子申告ができるような仕組みに今なっております。ですので、まず電子納税の前提となる電子申告の利用率の向上に取り組みたいと考えてございまして、令和2年度税制改正における議論を経まして、eLTAXの利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めることになってございまして、今後とも地方団体と連携しながら利用勧奨に取り組みたいと考えてございます。

一方で、納税者の負担軽減の観点から、地方税共通納税システムの対象税目を可能な限り早期に拡大していくことも重要と考えてございまして、令和元年9月に立ち上げました「地方税における電子化の推進に関する検討会」において検討しまして、令和2年度税制改正において議論をいただいた結果、個人住民税の利子割・配当・株式等譲渡所得割について、令和3年10月1日以降の申告及び納入から対象とするということで、対象税目の拡大を考えているところでございます。これにつきましては、経団連等からも要望いただきまして拡大させていただいたものでございます。

それから、座長から御指示ありましたので、資料として、資料2-2（別添1）ということで、「地方税共通納税システムの導入」という一枚物をつけてございます。イメージ図でございまして、1カ所にアクセスしてお金を振り込んでいただければ、それぞれの地方団体に振り分けられるという形になってございまして、上側の四角の下の※で書いてございますが、当面の対象税目として申告をいただく法人事業税・住民税、個人住民税の給与所得・退職所得に係る特別徴収分、事業所税となっております。その上で、一番下の※に書いてございますが、令和3年10月からは、個人住民税の利子割等を対象に追加させていただくということでございます。

それから、2-2にお戻りいただきまして6ページをお願いいたします。⑦利用満足度のアンケートの関係でございまして、eLTAXを納税者にとって利用しやすいシステムにす

ることは当然のことをごさいますして、地方税共同機構において平成30年2月にアンケートを実施して、その結果を踏まえまして、予算の制約がございませけれども、実現可能なものからシステム開発や運用等の改善を行っているところをごさいます。先ほど来申し上げております地方税共通納税システムが昨年10月から稼働していることをごさいますので、必要に応じてアンケートを実施しまして、使い勝手が向上するようにアンケート結果を活用して、システム開発や運用等をしてまいりたいと考えておるところをごさいます。

⑧の法人共通認証基盤の利用につきましては、国税でもお話ございませけれども、eLTAXは利用者IDを主なキーとして認証を行ってございませますが、給与支払事務所が複数存在する場合には、事業者の利便性を考慮して、事務所ごとの別々のID及びパスワードを取得することを認めているといった運用の違いなどもございませして、原則1法人1つとなっております法人共通認証基盤とひも付けをどのように行うかといった課題・懸案事項等の洗い出しを実施して関係省庁と協議を行っているところをごさいます。今後とも引き続き検討してまいりたいと考えてございませ。

また、eLTAXの受付時間につきましては、昨年9月のシステム更改後は、年末を除く毎月の最終土日及び所得税の確定申告期である1月中旬から3月中旬につきましては、土日、祝日含めて全ての日で稼働してございませ。この1月からは、申告件数の多い1月15日から31日について24時間運用とさせていただきます。さらなる拡大につきましては、費用対効果、地方団体の意向等にも留意しながら引き続き検討してまいりたいと考えてございませ。

それから、8ページ、⑨国税と地方税の連携でございませますが、1つ目のポツは開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化ということで、e-Taxに出していただければeLTAXに来るといふものが令和2年3月。

それから、その下の法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除でございませ。これも事前に座長から御指摘ございませましたが、法人税の申告情報をe-Taxソフトで入力していただいたものについては、eLTAXで重複して使うものをエクスポートしてインポートするという形で二重の重複の入力を排除させていただきますして、地方税に独自に必要な情報を入れていただいて、各団体に振り分けて申告するというシステムを考えてございませして、このシステムを令和2年3月に導入予定でございませ。

それから、財務諸表の提出の一元化等につきましては、国税と同様、令和2年4月の導入予定、法人税の所得金額等のデータ連携につきませしても、令和3年度末までに導入する予定となつてございませ。

次のページの地方税から国税への情報連携につきませしても、今やっているところをごさいます、今後も引き続き利用勧奨等を行つてまいりたいと考えておるところをごさいます。

10ページの⑩につきましては、様式の関係となつてございませ。資料2-2（別添2）を御覧いただければと思ひませ。1ページでございませ、5番と6番、保険契約照会様

式と給与等照会様式につきまして、これをなるべく統一しろというお話でございますが、地方団体が構成する協議会でございます全国地方税務協議会は、今、地方税共同機構になってございますが、そちらが作りました標準様式の使用を呼び掛けてございます。昨年の1月末現在で保険契約様式につきましては、現在使用している、または今後使用することを検討しているという地方自治体の割合は、都道府県で約7割、市町村で約5割となっております。今後、1月末の状況を調査する予定となっております。

6番につきましては、平成30年度に標準様式を作っておりますので、この1月末の調査で現状を調査させていただきたいと思っております。

次に、2ページでございますけれども、7番の賦課税目の関係でございますが、先ほど申し上げたような課題がある中で、できることからやろうということで、個人住民税の利子割等について、地方税共通納税システムの対象に令和3年10月以降追加するという形になってございます。bの併せての収納チャネルの拡大については、引き続き地方団体でも努力いただけるように要請しているところでございます。

8番の自動車税関係のワンストップサービスのシステムにつきましては、残り4府県でございましたけれども、1県稼働してございまして、残りの3府県について引き続き導入していただくようお願いしているところでございます。

9番の事業所税・法人の申告書納付書の関係につきましては、今、eLTAXを利用した電子的提出が可能でございまして、eLTAXを使っていれば自動的に様式の統一がなされるということでございますので、eLTAXを使ってくださいという働きかけを引き続き要請させていただきたいと思っております。

10番の法人設立等届出書につきましても、eLTAXで対応可能となっております。国との一元的な提出も令和2年3月の開始に向けてということで、先ほどの関係でございます。

11番の給与支払報告に係る給与所得者異動届出書につきましてもeLTAXで対応してございますので、引き続き利用促進に努めたいまいります。

12番の給与支払報告書の総括表につきましても、eLTAXで対応してございます。

13番の特別徴収税額通知書の特別徴収義務者に送るものにつきましては、地方団体に、まだ全地方団体ではございませんので、引き続き対応いただくようお願いするというのがaでございます。bの納税義務者につきましては、経団連等とも御相談しながら、今、実務上の課題及びその対応策について検討しているところでございます。

14番の特別徴収切替申出書につきましては、eLTAXで対応してございますので、こちらを使っていただきたいという要請を引き続きやらせていただいているところでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、順次御質問を頂戴したいと思います。行ったり来たりするのも、時間の関係もございまして、まず、国税の大企業関係について御

質問を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、私から、後ろのページを見ますと、法人の平均が84、83なのですが、1ページを見ると、大企業について73、70になっていて、法人全体よりも低いのですが、これはどういうわけでしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 歴史的にそうなのですけれども、大法人の場合は自ら会計システム等独自に組んでいたということがあって、市販の会計ソフト等に対応しないところも結構あって、その意味で少し時間が掛かったということがあるのですが、もちろん先ほど御説明しましたとおり、法律が成立した後は個別にしっかりと対応について、具体的な手順等も含めて御説明させていただいているというところで、環境整備をこの2年間で進めてきたところでございます。

○高橋（滋）座長 そうすると、あと4分の1あるわけですが、大丈夫だと、義務化には十分耐えられると、そういう話でしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 事前に御説明等させていただいて、いろいろ御意見を聞くところでございますが、来年の4月以降始まる事業年度から、そこに照準を合わせて準備を進めていくという会社も結構多いと聞いておりますので、我々としては、これまでしっかりと対応してきておりますので、十分対応可能だと考えているところでございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

国税、大企業についてはいかがでしょうか。ほかに何かあれば。どうぞ、岩下座長代理。

○岩下座長代理 大企業に限らずなのですが、今日のお話全体的に、国税庁の事務の手續の合理化という点については順調に進んでいるということで大変良かったと思うのですが、たしか前政府CIOの遠藤さんが経団連の様々な改革推進の委員長であられた際に、国税、地方税併せて様々なデータが企業と税務当局及び自治体との間を、時には紙に打ち出し、時には手で書き入れということが際限なく繰り返されている、これに掛かるコストが大変重いものであるという問題提起をなさって、それを是正しようという話があったかと思えます。これに対するピースミールというか、個別の解決策はいろいろ出ているような感じがするのですが、全体として、本当にそこで問題提起されたような、企業側で確か何兆円というオーダーだったと思えますが、コストが掛かっているのだということに対して、本当にそれが削減できているのかということについての検証はどなたかされているのでございませうか。あるいはそのような不安はもう企業側から聞かれないと思ってよろしいのでしょうかというのが確認です。

もう一つ、私が非常に気になったのは、電子化していますといった場合、多くの場合、例えば、個人の申告などもそうですし、あるいは中小企業の場合は典型的にそうだと思いますが、税理士等が納税者に成り代わって電子申告をしてという事例が非常に多いだろうと思います。となると、当の納税者そのもののデジタル化というのは実は余り進んでいない可能性がございます。日本の一般の法人企業のデジタルトランスフォーメーションが極めて遅れているというのは、昨今の政府の報告書等で非常に強く指摘されて、これが大変

深刻な問題であると認識されているところですが、全部というのは、各企業がそれぞれ必須で対応しなければいけないことですので、きちんと自分で対応したのであれば、それはそれで良いわけですが、言ってみれば、税理士に任せてしまって、自分自身は引き続き大福帳的にやっているというところがあるとすると、それはそれで余り望ましくない。一見すると、税務当局からすると、税理士からちゃんと電子プレートが入るから合理化されているように思えるけれども、全体としての合理化はされていない可能性があるわけですが、そういう視点から見たときの国税・地方税の合理化対応がきちんとなされているのか、日本国の経済のための対応に本当になっているのかという視点からの確認はどのようにされているのかを教えてくださいと思います。

○高橋（滋）座長 国税・地方税共通の話ですので、両省からコメントいただきたいと思っています。

○財務省（菅沼情報技術室長） そのものずばりのお答えはちょっと難しいのですが、まず最初のコストのお話でございますが、例えば、義務化にあたりまして様々な環境整備を進めてございます。申告の際に、申告書だけではなくて財務諸表等も一緒に我々の方に提出いただくということもございまして、経済団体から、今の我々が求めているデータ形式ですと使いづらいというお声もいただいて、一般的に使われているデータ形式に対応できるようなシステム面での対応をしております、そういう意味で、順次、実際の会計的なところも含めたところで、使い勝手の良いような申告のシステムになるように、今正に見直しを行っているという状況だということで御理解いただければと思っております。

それから、電子化について、税理士はいいのだけれども、本人はというお話でございしますが、法人の方は確かに御指摘いただきましたとおり、今、9割の方が税理士に申告を委任していただいているという状況でございます。その中には、会計をもう全て、日々の仕分から一切合切税理士にお任せというところもございしますので、そうしたところは、税理士がやることによって、その企業の会計自体のレベルも上がっていくという点もあるのかなと思いますが、そこは税理士の働きかけというところもあるかと思っておりますので、引き続きそういう点は、税理士とも話をしながら、日税連とも話をする機会がございしますので、そうした点も踏まえて、今の問題意識は伝えたいと思います。

それ以外に個人の方は、税理士関与がそこまで多くございません。確定申告をされる方の半分ぐらいの方は還付申告という、基本的には税理士がつかない、サラリーマンの方が医療費が掛かったから還付をするというものでございます。そうした点も、我々、ICTで、なるべく紙を出さないでやっていただけるような形で、ホームページを使いやすいものにしたとか、スマートフォンでも申告ができるようにという形で、順次対応しているところもございまして、これらの効果がどこまで出るのかというのは、今正に取り組んでいるところもございしますので、もう少しお時間をいただければと思っておりますのでございませぬ。

○高橋（滋）座長 総務省、いかがでしょうか。

○総務省（東電子化推進室長） 基本的な考え方としては国税と同様でございますが、先ほども少し御説明申し上げましたけれども、国税で入力していただいたものを再度地方税で入力していただくような手間を省くとか、1カ所に申告もしくは納税をしていただいたら、各地方団体に振り分けて送れるようにするといった形で、納税者の申告納税の負担をまず軽減するというところに注力して、国税と連携してやらせていただいているという状況でございます。

○高橋（滋）座長 関連して、PDCAサイクルを確立するのが重要だと思うのです。そういう意味で、年度ごとのPDCAサイクルの工程表を両省の中で作っていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。両省にお聞きしたいのですが。

○財務省（菅沼情報技術室長） 最後に申し上げた個人の利便性の話は、もともとこのワーキング・グループの中でも考えなければいけない項目に入っていたかと思っておりますので、併せたところで検討させていただきたいと思えます。

○高橋（滋）座長 いや、個人だけではなくて、システム全体の使い勝手の話を含めてですが。

○財務省（菅沼情報技術室長） 基本的には、このワーキング・グループで、85%であったり、義務化を前提に100%ということで課題をいただいておりますので、それを検討する中で、今、御指摘いただいた点も含めて検討を進めてまいりたいと思えます。

○高橋（滋）座長 では、検討してください。

総務省、いかがでしょうか。

○総務省（東電子化推進室長） こちらで電子申告の目標などを達成するために毎年度評価してございますので、当然、評価して改善しながら進めてまいりたいと思っております。

○高橋（滋）座長 では、濱西専門委員、いかがでしょうか。

○濱西専門委員 国税庁にお聞きいたします。先ほどの岩下座長代理の発言とも重なる部分があるのですがけれども、電子申請の前提となる資料と、その記帳の電子化の義務化ですね。特に大企業に対する記帳等の義務化について、現在、どのような検討を行っておられるのか。それについて、お答えできる範囲で結構ですので、お答えいただけないでしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 記帳というのが電子帳簿保存法のことをおっしゃっていただいているのであれば、あれにつきましては、もうかなりの年月、導入してから経っておりますので、途中で何回か改正していただいて、大企業の方も使い勝手の良いものに順次見直しがされてきていると考えているところでございます。正にe-Taxの使い勝手を良くすることと併せて、そこは順次、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。それから、資料の電子申請というところで、先ほども財務諸表の話为例に取りましたけれども、法人税の申告をいただくときには別表だけではなくて、義務化の場合にはほかにも添付書類等も電子申請していただく必要がございますので、そうした点につきまし

でも申告しやすい形式で申請いただけるように、先ほども申しあげましたけれども、順次形式等を見直しを行って経済団体からの要望に応じているところでございます。その見直しは不断に行ってまいりたいと考えております。

○濱西専門委員 質問が正確でなかったのかもしれないのですが、電子商取引が現在、非常に増えていますね。その関係で、いろいろな証憑類が電子的にやり取りされているわけで、そうした証憑類とその記帳の保存について、特に大企業における電子的な保存の義務化について、現在、どのような検討しておられるのかについて知りたかったのですが。

○財務省（菅沼情報技術室長） 電子帳簿保存に関しましては、現在、義務化にはなっていないかと承知しておりますが、将来的な状況ですね、社会の流れ等も踏まえたところで、そういった点も将来的な課題として検討がされる可能性があるのかなとは考えているところでございます。

○高橋（滋）座長 よろしいでしょうか。

○財務省（中島企画官） すみません、財務省の主税局から1点、補足で御説明申し上げます。

今、先生御指摘の電子帳簿保存は、義務化というより、要件緩和の方向で累次にわたる改正をしてきてございます。今年も令和2年度の税制改正で、まさに先生が先ほどおっしゃった証憑類の電子的な送交付、現在、改ざん防止の見地からタイムスタンプを押さないとだめよとなっておりますのですけれども、最近、クラウド技術などの到来で、改ざんしたら、その履歴が残るとか、そういったものが担保されている場合には、タイムスタンプがなくてもできますよという要件緩和の形でどんどん使い勝手を良くしてやっていってもらおうと。先ほど座長代理から御指摘のあった、正に日常の事業でいろいろな証憑類の送交付をやって、さらにそれが経理に直結して、さらにそれが申告に直結するという流れになってございますので、そういった一連のプロセスを電子化していくという考え方で、昨年の政府税調でもそういった考え方をお示ししているところでございまして、電子申告のみならず、電子帳簿保存法の要件の緩和、そういった形で制度改正を進めているところでございます。

○高橋（滋）座長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○岩下座長代理 1点だけ。今の方向は非常に大切な方向だと思うのですけれども、私、その手の話を25年ぐらいやっけていまして、なかなか改善しなかった記憶があるのですね。2023年によくインボイスが義務化されるわけですね。これによって、多分、各種の電子帳票というものが、完璧な一致ではないけれども、ある種の要件が規定された形で、しかもアイデンティファイする法人ナンバー等はきちんと記載される形で送信されるようになるわけですから、電子帳簿化の一つの非常に重要な、越えるべき山だと思うのですね。このタイミングで、実はいまだに、私、ごく直近にいろいろとヒアリング等したところ、日本を代表する巨大製造業の方々の受発注の実態を見せてもらったら、ファックスに手書きだったという実態がありまして、要するに、中小企業が対応しないからしょうがないの

だということらしいのですけれども、それだと、少なくとも海外がかなり、特に欧州においてはVATのナンバー等を標準化して、電子送受信をするのだということが相当国を挙げて行われているのに比べると、日本は皆さんにお任せしますという感じになってしまっている。その上で税務署が対応するところだけ、こういう要件ですと言っている。要件を緩和する、あるいは義務化しますみたいなことを言う。それだけだと、多分、変わらないのですよ。私は24年間見ている、本当に変わらなかったもので、そこは本当に変わるような働きかけをする最後のチャンスではないかと思うのです。各々の所掌の範囲はよくわかるのですけれども、そこから先のところがどうなっているかまで含めてお考えいただくのが、今の日本の様々な経理事務、納税事務を全体として効率化する最後のチャンスなのではないかと思うのですね。すみません、余計なことを申し上げました。

○高橋（滋）座長 コメントありますか。

○財務省（中島企画官） 非常に力強い御提案、本当にありがとうございます。向いている方向は全く同じかなと思っています。だから、義務化というか、いかに使い勝手良くして、なおかつ電子化することによって企業の生産性が向上するのですよという意識を皆さんで共有していくことが大事で、法的な義務としてやらされるというのでは余り意味がないかなと。そこはまさに御指摘のとおりだと思っていますので、基本的にそういう方向で検討しているところでございます。

○高橋（滋）座長 成長戦略の話とも関連しますので、また少し検討してみてください。ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○八剣専門委員 e-Taxの使い勝手のことで、法人共通認証基盤を利用するという記述があるのですけれども、進展に伴って何か大きな障害があるのかないのか、書きぶりからはよくわからなかったのですが、特に大きな障害なく法人共通認証基盤を使える方向だと思っ

ていいですか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 現時点で何かトラブルとか障害があって物理的に不可能だということではございません。他方で解決しなければいけない技術的な問題が先ほど申し上げたとおり幾つかありますので、すぐにとということではなくて、それを一つ一つ解決した上で、あと具体的なニーズも踏まえたところで導入、どうしていくのかを検討したいというところでございます。

○高橋（滋）座長 技術的な問題とは何ですか。そこがよくわからないのですけれども。

○財務省（菅沼情報技術室長） 例えば、法人共通認証基盤のほうでは、二要素認証ということで、IDパスワードを入れていただいた後、例えば、スマホですと指紋認証ですとか、そういう機能がついていない場合はワンタイムパスワードを入力するということがございます。そういう仕組みは、経産省のサーバーというか、システムのほうで運用していただいておりますので、それを当庁のe-Taxでログインしていただいたときに、経産省と画面であったり、データをやり取りしないといけない。そういう技術的な点をどう連携していくのかという点であったりとか、もう一つ、例えばで申し上げますと、経産省の法人共通認

証基盤は、委任を他人にしているだけで、事務を委任させる仕組みもございますが、御案内のとおり、税務に関しての委任は税理士に限られているところもございますが、普通の民間の方の誰々に委任するという任意委任は我々でも認めていないもの、税理士法違反の可能性もございますので、そうした点をどう制限をかけていくのかとか、極めて技術的な問題ではあるのですが、そうした点を一つ一つ解決しなければいけないと考えているところでございます。

○高橋（滋）座長 八剣先生、御専門家としていかがですか。

○八剣専門委員 2段階認証とか、当然そうなるのはわかるのですが、法人認証なので、個人であれば、そこにいるのが高橋座長御本人であることを確認するというのは、指紋を取るなりありますが、法人の場合は何をどこまでやるのか、私は理解できなくて、ただ、2段階認証、法人共通認証基盤はかなり良くできている仕組みだと私は思っているのですが、そこでレベル的に、もし仮に足りないものがあれば、e-Tax側でも作っていただくしかないと思うのです。

余分な話になってしまっても大変恐縮ですが、日本はどうしても、本人が来るとそれが本人であることは確実という文化になっているのですけれども、多分、欧米はそうではなくて、本人が本当にその本人であるという証明は難しく、そのために免許証を持っている、免許証の番号がある、それから、自分の登録されている携帯電話のパスワードを知っている、2段階、3段階認証からデジタルにこの人は本人であると認証するという方が確実であるというのが一般的な流れだと思うのです。デジタルに認証するというプロセスをつくっておけば、仮に何か事故が起きても、どこのプロセスで間違えて本人と誤認したかということがわかるのですけれども、本人をアナログで見ている場合は、本人と見誤ったとしても、免許証の写真と顔が似ていたからとか、同じパスワードを持っていたからとか、似ていたとしてもその基準が無く、基本的な間違い方を追求する方法がない。ということは、法人共通認証基盤みたいなデジタルな認証を進めていくことが、全ての基礎にもものすごく重要だと思っているものですから、いろいろ障害があることはわかるのですけれども、それはぜひ進めていただきたいと思います。

○高橋（滋）座長 同じことは総務省にもお願いしたいと思います。コメントは結構ですので、御専門からそういう指摘があったことを踏まえて御検討ください。

既にe-Tax、eLTAXの使い勝手とか、中小企業の電子納税の話も入っておりますが、そこら辺につきまして御意見頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 この議論は税調でもやったのですけれども、電子納税とかという話になると必ず中小企業で対応できないという話になるのですが、何を標準とするかの問題で、これからは電子申告、電子納税が標準スタイルであって、紙は例外であると、紙は若干の不便は許容しますとやらないと、なかなか電子納税のほうに流れていかないかなと思います。一般論になってしまいますけれども、この国がなかなか電子化が進まないのは、必ずデジ

タルデバイドの人たちに対する配慮とあって、みんなに配慮してしまうので、結果的に前に進まない、これを繰り返しているのかと思うのと、先ほど御指摘あったとおり、重要なのはインボイスだと思うのですね。消費税のインボイスが入るとき、これを紙でやるのですかという話になってきますね。はい、そうですと言われたら、すごく膨大な資料をやり取りすることになるので、これは否応なく電子化せざるを得ないと思うのです。だとすれば、ある種、インボイスの導入を契機に電子申告、電子納税のデジタル化も一気に進めていくという視点があっていいのかなとは思いました。

○高橋（滋）座長 コメントがあれば。

○財務省（中島企画官） インボイスは請求書の一つということで、当然、政府税調の議論の中でもインボイスのことを念頭に置いた議論がなされておりました。インボイスに限らず、広く請求書を、ふだんから電子的にやり取りをやることで業務の効率化に資するような形をつくっていくというのが理想の方向だと思っておりますので、引き続きそういった方向にて検討を進めてまいりたいと思います。

○高橋（滋）座長 電子納税については、何かインセンティブも必要なのではないかというホットラインの提案もあるのです。そういう御検討はないのでしょうか。電子納税についてはインセンティブを与えると。その辺は御検討はないのでしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 特に利便性というか、具体的な、これでいくと税金が安くなるということはもちろん、納税は国民の義務でございますので、なかなかないのですが、世の中の流れで、今、キャッシュレスというのが、まさにこれに沿ったものということでございますので、そうした流れの中で我々も電子納税をしっかりと進めていきたいと、そういうことでございます。

○高橋（滋）座長 だって、電子化するのに投資が要るのだから、その投資に見合った減税、手数料の削減とか、ある程度の免税とか、そういうのはあり得るのではないのでしょうか。だって、電子化にお金をかけているのですから。そんなこと、考えもつかないのですか。

では、岩下座長代理。

○岩下座長代理 今回の座長に関連してなのですからけれども、今、印紙税という制度がありますね。今回の議論には全く出てきていないわけですからけれども、あれは要するに、紙の書類をもろもろ作成しました、担税力があります、印紙を貼ります、判こでしますという仕組みですね。多分、電子の書類には印紙は貼れないわけですね。例えば、CPという金融商品がありまして、電子CPというのがありまして、CPは印紙税が掛かったけれども、電子CPは印紙を貼らなくてよくなったので、一気に電子CPに移行したという事例がありました。なので、既にして課税文書になっているものであれば、それを電子化することによって課税対象から外すということは大きなインセンティブになり得るのだらうと思います。

もう一つ言うと、そもそも印紙税という仕組みを維持しておく必要があるのだらうかというのは、これからキャッシュレス、ペーパーレスの時代になるのに、明らかに印刷し、

販売し、証紙を検証し、消印で云々かんぬんという作業をすることにかかっている行政手続コストはばかにならないものであるだろうと思います。印紙税という名前が示すとおり、正にあればある種の手数料的な意味での国のサービスへの対価であったり、あるいは担税力を持つ者に対する納税義務であったりというものなわけですから、それは当然、電子的な納税で十分可能なはずのものであります。もし紙から電子ということ言うのであれば、典型的には印紙税のような仕組みを電子的なものに変えていくというか、もちろん電子印紙をつくれという意味では全然なくて、そもそも、もう既に今、そういう仕組みがあるのに、重疊的にそういうものが入っていることが不思議な状況があると思います。もちろん、インセンティブをつけるためにプラスになる部分があるのならば活用し得る局面があるかと思えます。

○高橋（滋）座長 御回答いかがでしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 今でも書式表示というような、一部の形態につきましては印紙税も電子申告していただけるような仕組みが整っているところがございますが、先生が今言っていた点につきましては、我々でもこれから勉強させていただくことになるかと思えます。

○高橋（滋）座長 インセンティブは要ると思いますので、真剣に考えていただければありがたいと思えます。

そろそろ時間も押してまいりましたので、地方税も含めて広く、佐藤委員。

○佐藤委員 地方税についてなのですけれども、申告納税については電子化を進めます、固定資産税は賦課納税なので難しいですという御指摘だったと思うのですが、償却資産については電子化を進めるみたいなのですけれども、固定資産税のうちでも家屋や土地に関しては、相手が法人でありますので、かつ、いろいろなところに工場を持っているところはいろいろな自治体に納税することになりますし、この部分は少なくとも優先的に共通納税システムに入れていくという視点はあっていいのかなと思うのです。賦課納税か、申告納税かと考えるよりは、相手がBかCかで考えて、Bというのはつまり法人ですね。法人についてはむしろこちらの利便性を強化、尊重してもいいのではないかと思ったのですけれども、そういう方針はあるのですか。

○総務省（東電子化推進室長） まず、今のシステム上の考え方でいきますと、申告と賦課は大きく変わってございまして、申告の場合は、御申告いただいた内容で税額まで決まります。電子的に申告していただいた内容で税額が出てきたものを納付情報にして、それをひも付けて地方団体に送るという形でできてございます。なので、そもそも入口のところで申告を電子的にいただけるので、電子納税まで、今、できているという状況でございます。賦課税目の場合は、地方団体が税額を決めて、今、納税通知書を紙などでお知らせしておりますので、それを電子的にどうやって地方団体から出していただいて、そこから電子納税につなげていくかということで、申告と賦課は仕組みが違うものですから、かなり難しいと。

そういった中で、できることをさせていただきたいということで、償却資産については、この申告で税額が決まるわけではないのですけれども、課税資料として申告していただくという手続がございますので、その申告について、電子申告をできるように、今なっておりますので、まずそれを使いやすくさせていただきたいということでございます。最終的に償却資産だけではなくて、申告を得ずに納税通知書を送る土地・家屋も、全体として議論していく中では当然対象になってくるかと思っておりますので、償却資産だけやって土地・家屋をやらないという意味ではなくて、まずできるところとして償却資産の申告資産について電子申告をやりやすい形にさせていただきたいということで書かせていただいているものでございます。

○佐藤委員 1点コメントなのですが、賦課税か申告税か、確かに大きな違いがあるのは挙証責任の観点からもわかるのですけれども、一方で、今回、住民税の特別徴収が地方税共通納税システムに乗ったではないですか。住民税は基本的に賦課税ですね。だって、前年所得から自治体が納税額を計算しているわけですから。ただ、あれは特別徴収だからできるということですね、はっきり言えば。なので、別にそこを余りこだわる必要がないのかなということと、もうちょっと大きなことを言うと、今、海外などでは記入済み確定申告書とかがあるではないですか。日本では余りそういう言葉は使わないけれども、税務当局で必要情報を記入して、最終的にこれでいいですよという確認だけ納税者にお願いするという仕組みもあるので、法律で必要な立てつけと挙証責任の素材の違いがあるのはわかるのですけれども、手続だけ、技術的なことだけ考えると、申告か賦課かですごい大きな壁をつくる必要はないのかなと思ったのですが。

○高橋（滋）座長 コメントいかがでしょうか。

○総務省（東電子化推進室長） 恐縮でございます。給与の特徴の場合は、企業で給与支払報告書を提出していただくという手続がございますので、申告があって納税にいとっていると。賦課ではありますけれども、申告があって納税にいとっているという形で、申告をきっかけにできているというところがございます。ただ、なのでやらないということではなくて、どういったところからできるかを今、考えさせていただいて、まずは償却資産の申告が電子申告になっておりまして、それをさらに率を上げていきたいということでございます。

○高橋（滋）座長 よろしいでしょうか。時間も押してきましたので、私から2点ばかり。

まず、先ほども税理士にお願いするのが多いという話なので、中小について、要するに、法人全体について、もう少し納税率を上げる、電子申告率を上げることを考えられないかを両省にお聞きしたいということです。

それから、書式・様式、地方税なのですが、細かいので、後で事務局から質問になりますので、回答してください。

そして、本日は大きな話ですが、カスタマイズの話がされていないのではないかと思います。総務省で決めた標準様式を使ってくださいと言っても、自治体でそれに照会項目

をプラスしたりすると、結局、eLTAXで使っても、後から自治体から照会が行って、さらにそれをまた何かの書式に打ち込んで出せみたいな話になります。そういう意味で、一括してeLTAXで、よく言う話ですが、保育所の就労証明書みたいに、自治体のカスタマイズにも応じる形で、ただし、不合理なカスタマイズは排除していただいて、合理的なカスタマイズに応じる形で標準様式が決まるというやり方をぜひとも作っていただきたいということです。この2点について、両省、それから、総務省からお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 最初の点につきまして、国税からですが、中小法人の電子申告に関しましては、既に法人税で言えば84%というところまで来ておまして、これにつきましては、地道にこの利便性について、税理士始め個々の法人にも周知広報、勧奨を努めてきた結果だと考えております。これにつきましては、引き続き1社でも多くの方に使っていただけるように勧奨を続けていきたいと思っています。最初に御説明したのは、義務化をするという観点からすると、デジタルデバインドという点も考慮しなければいけないと申し上げたまででありまして、中小法人に関しましても、多くの方は税理士関与で、今、84%まで来ておりますので、それを引き続きしっかりと続けていきたいということでございます。

○高橋（滋）座長 できれば90%まで行っていただきたいと思いますが、そこは後で議論しましょう。

総務省、いかがでしょうか。

○総務省（東電子化推進室長） 資料上も出ておりますけれども、地方税は国税を追いかけてやっているような状況でございます。国税で進められているものについて、我々も当然進めてまいりたいと思っておりますので、国税との違いがどこら辺にあるのかも含めて今後検討させていただきたいと思っております。照会様式等につきましては、現状、eLTAXを使っていただくと、この様式だという形になってございますが、要は事実上統一されているという形でございますけれども、座長のおっしゃったプラスアルファで別途取るものがあるのかとか、そういったところについては、また教えていただきたい。

○高橋（滋）座長 行政苦情救済推進委員会には私は入っています。既に事業者から、いろいろな自治体でプラスの項目があって、自治体からさらに新しく聞かれるという話もあるのです。そこはやはり実情を把握してください。よろしくお願いします。

あと、いかがでしょう。時間の関係であと2つぐらいでおしまいになります。

○田中専門員 最後の地方税から国税への情報連携についてですが、昨年の行政手続部会では連携項目を拡大する方向で検討することを約束していただいたと記憶しています。その後、連携項目の拡大について進展があったのかを教えてください。特に、過少申告ですか、申告漏れに関しては、地方から国への情報提供がなされているのですが、事業者が過大に申告してしまった場合には情報提供がなされていないことが指摘されていたと思います。この点について検討は進んでいるのでしょうか。

○財務省（菅沼情報技術室長） 法人の方が過大な申告をして、我々が減額更正をすると。それから、逆に修正申告をしていただいで足らずまいを納めていただくという両方の場合があると思いますが、そうした場合も含めまして、先ほど御説明いたしました法人税の所得金額等のデータ連携というところで、令和3年度末までに総務省と連携して、各地方団体にデータが行くように取り組んでいきたいというところがございます。

○田中専門員 国税から地方税への情報提供ではなく、地方税から国税への情報連携についてお願いします。

○総務省（東電子化推進室長） 地方団体側で給与支払報告書などで、実際、所得ありますよとか、扶養の情報が違いますよといったことを国税に御連絡を差し上げることは取組として進めてございますけれども、今おっしゃられたのは法人のお話かと思っておりますので、状況をまた調べて御連絡させていただきたいと思っております。

○高橋（滋）座長 では、事務局に御回答ください。

よろしいでしょうか。何か追加でございますか。よろしいですか。

いろいろと細かいことまでお聞きしましたが、かなり進んでいるということで、さらに進んでいきたいという観点からお願いをしたということだと理解しております。まだ細かい点、お聞きし切れていないことがございますので、後で事務局から御照会させていただきますので、書面で御回答いただければありがたいと思っております。両省におきましては、引き続き目標達成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、書式・様式の統一についても、ぜひワーキング・グループとしても、今、申し上げたような形で御回答いただいた上でフォローアップをさせていただきたいと思っております。

本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

（財務省・総務省退室）

（内閣府入室）

○高橋（滋）座長 続きまして、「地方自治体への働きかけ」について議論したいと思います。

本日は、内閣府地方分権改革推進室の須藤参事官にも御同席いただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、まず事務局より10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○大野参事官 お手元に「デジタルガバメントの推進等を通じた行政手続コスト削減の取組の地方自治体への展開について」ということで、資料3をお配りしているところがございます。簡単に御説明させていただきます。

まず「地方自治体自身の取組の必要性」ということですが、地方自治体の取組の必要性については、このワーキングにおきましても累次議論されているかと思っております。このワーキングの前身の手続部会も含めまして、国において、20%削減という目標を踏まえた取組という中でいろいろとやってきているところがございます。例えば、就労証明

書の話、それから、前回のワーキングであった警察の手續などについても地方自治体の手續の話です。それから、前回ございました補助金交付システム、こういったものにつきまして優良事例として取り上げましたが、当ワーキングとして引き続き推進していくべき課題かと考えているところでございます・こういった取組を進めることに加えて、国だけでは取組の限界があるということで、地方自治体自身の取組が必要ではなからうかというのが今回の議題かと思っております。

そういった中で、地方自治体の取組というのは大きな可能性がある。良好な企業活動環境の提供ということになりますと、企業誘致の目玉にもなるということかと思っておりますし、例えば、知事、市町村長、そういった方々のトップダウンによりまして、横串的な展開ができるのではなからうかと考えております。実際、コンサルの方々の話を聞きますと、地方自治体のデジタル化は首長の意識が非常に大きな影響をもたらすとっておられます。首長側が本気になりますと、複数の手續、あるいは全体について横串を通すという改革ができますし、そういったことは実際にあったと思っております。さらには分権的な取組の可能性でございますけれども、自治体の実情に応じた取組が可能かと思っております。

今回、我々としても、幾つかの地方の関係者にお話を伺っていますと、デジタル化について、いろいろなイメージを持っております。特に小さな町村になりますと、事業者のコスト削減ということよりも、むしろデジタル化はまちおこしそのものであるとおっしゃる方々もいらっしゃいます。そういった方々の実情に応じた取組が推進できるのではなからうか。それから、新たな取組であるAIでありますとか、RPA、そういったものについて、うまく活用していくことができるのではないかということでございます。

前身の手續部会におきましては、いろいろ取り組んでまいりましたところでございます。例えば、先進的な活動をしている都道府県の知事にこの部会の場に来ていただきまして発表していただいたこともございました。平成29年の10月には鳥取県の平井知事からプレゼンいただきまして、国を上回って1年間に30%の、計算方法等が若干異なりますので、直ちに比較することは難しいわけでございますが、同じような手續コストの削減の取組を行ったということがございました。それから、去年の2月には徳島県の飯泉知事に来ていただきまして、徳島県における新次元の行政手續ということで、AI、例えば、民泊の導入ということに関して、閉庁時間も、大体3割ぐらい問合せがありましたとか、質問の9割以上についてAIで回答したことについてプレゼンがあったところです。

それから、手續部会の取組の中では、高橋部会長にいろいろと御尽力いただきまして、埼玉県の上田知事、当時の全国知事会長でございますが、ほか、幾つかの県知事に対しまして、手續コストの削減等を働きかけた。そういった中で、知事会の中に地方発の行革プロジェクトチームができて、同じような行革の取組を自発的に行ってきたということかと思っております。

そういった中で、地方発の行革PTが地方発の先進行革事例集を取りまとめまして、こういった事例をやっておりますよということについて取りまとめたと。自治体の中には、ど

ういった取組をやっているのかがよくわからないというところもありましたので、そういった事例集は役に立つのではないかと。それから、雰囲気醸成というのですか、ほかの県がやっているのだったら、我々もやるというところがございますので、そういう観点からも大きな役に立っているのではないかと考えているところでございます。

それから、高橋部会長にいろいろな都道府県、市町村にいろいろと働きかけいただきまして、例えば、東京都におきましては、去年の9月ぐらいですか、行政手続コスト削減の取組を行うということで、来年度、再来年度にかけて、2年間で集中取組を行うという方針が公表されています。こういった取組について、地方に広げていくというのも重要かと思えます。

それから、括弧の中でございますけれども、国に働きかけるということでございますと、補助金申請システム、前回の優良事例でございますが、こういった取組についてさらに拡大していく。それから、就労証明書の標準的様式の普及、こういったことについてさらに徹底していく。さらにデジタルで完結する仕組みについても推進していく。こういった取組を引き続きやっていくということでありまして、上記の取組についてはさらに拡大していくことが必要ではないかと思っているところでございます。

ページをめくっていただきまして、当面、ワーキングとしてどういうことをやっていくかということでございますが、いろいろ御提案いただきたいという前提で、事務局として案を作成いたしました。取組に当たって、大前提といたしましては、都道府県と市町村の団体の規模の違い、立地等によって、行政需要、デジタル化に際して重視する課題などが大きく異なるということですので、一律的な課題等を押しつけるということではなくて、多様な取組を後押しすることにしてはどうかと提案させていただいているところでございます。

具体的なものの在り方といたしましては、1. に書かせていただいておりますが、高橋座長は、地方分権改革有識者会議との取組をやっている中で、いろいろと問題意識として持っておられたということがございますけれども、先行的な自治体、やる気のある自治体はデジタル化につきましても非常にいろいろと取組をやっておられるのではなからうかということでございます。そういった自治体の取組はさらに推進するという観点から、地方自治体が進めるデジタル化、あるいは行政手続コスト削減に係る取組等、そういったものを妨げる規制があるのであれば、地方自治体からの提案をもとに、そうした規制制度を改革していく、これは非常に有益ではなからうかと考えてございます。例えば、規制制度といたしましては、法律・法令自体には書いていなくても、解釈として押印が必要であるとか、あるいは厳格な本人確認が必要であるとか、そういったことが国から言われているものがあるかもしれない。そういったものについて、自治体からの要望を受けることはあるのではなからうかと考えております。

ちなみに、資料3（別添）に、去年の分権改革に関する提案募集方式の進行経過という資料があります。これは去年12月の分権会議の資料でございますが、一番上の欄でござい

ますが、去年は2月21日に提案募集受付ということでございまして、地方分権会議が大体2月の中下旬ぐらいに開かれる。そこでこの年はどういった形で提案募集するのかについて御議論いただいて募集することになってございます。それから大体3～4カ月かけて地方自治体から提案募集を受け付けて、夏以降に各省の意見を聞いて、さらにヒアリングを行っていくというスケジュール感になっているところでございますが、そういったことにつきまして、地方分権有識者会議と連携して規制改革を進めていくことができるのではなかろうかと考えていると。こういったスケジュール感でございまして、今回の御議論につきましては、地方分権有識者会議にお伝えいたしまして、さらに具体的に考えていただくということかと思っております。

あとは、先進的な取組というのは、前回の手続部会におきましては鳥取県、徳島県についてプレゼンいただきました。徳島県の知事からは、こういった取組をこの場でやること自体が非常にPRになるのだとおっしゃっていただいたところもあるかと思っております。そういったことを紹介することはこちらでやってもいいのではないかと思っております。

さらには、2. といたしまして、「地方自治体の取組の横展開」と書かせていただいております。こうした中で、関係団体、地方3団体とも協力しながら、優良事例、前回は地方自治体が知事会におきまして優良事案の取りまとめがありまして、同じことができるかどうかというのはありますけれども、そういったことを発掘・紹介という形ではできないのではないかと。

それから、分野別の先行的な取組、先ほどのJグランツのようなものについては、引き続き推進していく。

それから、最後の話としましては、地方自治体のデジタルガバメント実行計画に基づく業務プロセス・情報システムの標準化でございますけれども、こちらは前回、IT本部から説明ございましたけれども、デジタルガバメント実行計画に基づいて進めていくと。さらには、デジタルガバメント実行計画の中にもいろいろ書かれていることに加えまして、システム標準化を進める中で、地方自治制度との関係を含めた議論等も踏まえて、法制化も含めた検討を行うことになってございまして、現に地方制度調査会におきましては、いろいろと、デジタル化という課題も含めた議論が行われていることを承知しているところでございます。こういったことについても今後、フォローしていくことを考えている次第でございます。

長くなりましたが、資料は以上でございます。

○高橋（滋）座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤委員 この種の議論は、高橋さんも座長をされていましたが、一体改革の地方ワーキング・グループでもさんざん議論してきたことで、何がボトルネックかという、

まず1点目、先進的な自治体として、平井さんのところとか、徳島県とかがあるのはわかるのですが、自治体は1,700ありますので、標準的な自治体で何をやっているのかのほうはむしろ実態をよくあらわす。先進的な自治体は先進的にやるのが当たり前であって、むしろ問題は、お尻をたたかなければいけないのは標準的な普通の自治体なのだろうということ、その実態と、何がボトルネックになっているのかを把握するほうがむしろ重要ではないかということ、それから、多様性を認めると言ってしまうと、何でもありになってしまうので、自治体の実情に応じたということ、つまり現状追認なのですね。多様性を認めるということは、ローカルルールになってしまう。そう解釈されてしまうのですよ。なので、規制改革のポイントは標準化であり、ローカルルールの排除だと思っております。そこに一点集中したほうが良いと思うのです。もちろん、いきなり標準化といっても、何を標準モデルにするのか、試行錯誤しなければいけない面もあるので、そこは先行事例であるとか、優良事例とか、そういったものを取り上げてきて、そこを横展開するという、その視点はあっていいとは思っています。ただ、就労証明書も、今日出てきた徴税にしても、標準モデルが大体決まっているものについては標準化ですよ。そこはちゃんと区分したほうが良いのかなという気がします。

あと、個人的に私も自治体と幾つかつき合いがあるのでありますが、首長のトップダウンがどこまで重要なかと、私は若干疑問があって、私、東京都の仕事もしましたが、都知事はあれだけリーダーシップがあったのだけれども、下は言うこと聞いていないのです。やはり組織の問題で、自治体のガバナンスの問題で、霞が関もそうですけれども、財政課とか総務課とか、そういう企画系と、教育委員会も含めて、実際に事業を行っている所管課の温度差がすごく大きいときはなかなかうまくいかないみたいなのです。当然、企画系は標準化をやりたいし、民間委託もやりたいし、そうしないとお金ないので、人手もないので、それがわかっているから。でも、所管課は今までやっている仕事にどうしても縛られるし、目の前にお客さんがいるので、デジタルデバイトとかで対応しなければいけないのは彼らなので、彼らがそういう点で尻込みをするという面があるので、そのあたり、もうちょっと現状を見て、何がボトルネックかを見たほうが良いのかなという気はしました。最後は所感ですが。

○高橋（滋）座長　そこはどうしたらいいのでしょうか。温度差、どうやったら解消できるのでしょうか、佐藤先生。

○佐藤委員　PFIなどをやったときには、所管課の人も招いて議論したのです。PFI推進委員会、地域プラットフォームなどを作るときは、自治体といったときに、財政課の人だけ連れてきても、彼らはやりたいのですよ。でも、体育館の管理している課がやりたいかという、スポーツ課とかがやりたいかという、そうではなかったりするので、所管課をどう巻き込むかが意外と大事なのですね。窓口業務が典型的にそうです。クレームを受けるのは彼らですから。上から幾ら標準化と言われたって、今までのやり方を変えたときに当然クレームが来るではないですか。それに対する対応をどうするのと。デジタル化

と簡単に言うけれども、個人情報漏れたときに誰が責任を取るのか。現場に取らせていたら、現場はやらないですよ。なので、責任の取らせ方も含めて、上と下がちゃんと意思疎通できていないといけないということだと思ふのです。

○高橋（滋）座長 就労証明書も現場の人と議論して頂く。厚生労働省がですね、それで現場の方に説得して頂いたので70%までいったという話もあります。そういう取組は各省にやって頂くことが重要なのではないかと思います。御指摘ありがとうございました。

それでは、川田専門員、どうぞ。

○川田専門員 中央省庁の行政手続コストの削減は、事業者目線という今回の運動の原点に基づいていると思うのですが、地方自治体の展開状況は、自治体側のコスト削減という観点がどうも強いのではないかと、という印象を持っております。実は、中央省庁も地方自治体も、事業者側のコストは同じぐらい掛かっていますので、中央省庁の行政手続コスト20%削減と同じように、地方自治体に対しても事業者側から具体的に働きかけていくことが重要なのではないかと考えております。就労証明書についても、中央省庁から働きかけるよりも、事業者側から様式を標準化してくれと地方自治体に要請するほうが、彼らも大いに聞くのではないかと思います。我々事業者側から、このコストは非常に掛かっているのだ、というものを前面に出して展開したほうが理解はされやすいのかなと。あるいは、同じ手続でも自治体によって様式が異なるとか、名称さえ違うようなものの是正につながっていくのではないかと。事業者目線という原点に戻るべきではないかと考えております。

○高橋（滋）座長 そうすると、事業者団体をお願いするということでしょうか。

○川田専門員 それが一番。

○高橋（滋）座長 事業者団体に、都道府県別、地域別に働きかけしていただくことをこちらからお願いすると、こういうことでしょうか。

○川田専門員 はい。

○高橋（滋）座長 どうも御指摘ありがとうございました。

南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 今の川田委員の御意見とほぼ同じようなところなのですが、事業者側から見たときの不便さを拾っているのは誰かという、意外と小さな企業が行政の電子化についていろいろ働きかけをやっていて、そこが横串を刺す形で、ばらばら度合いを知っていたりするのです。具体的な名前を申し上げると、グラファーとか、アスコエパートナーズとか、キャンサーズキャンとか、ラインとか、こういったところが民間の立場から、市民とか事業者がどういう行政を不便と思っているか、それをどうしたら電子的に解消できるのかを横串を刺すような目で見ている。そういうところからプラクティスを拾ってきて横展開することもやったほうがいいのではないかと思います。

○高橋（滋）座長 貴重な御指摘ありがとうございました。ぜひそういうヒアリングの場をつくってみたいと思います。

では、八弼さん、どうぞ。

○八剣専門委員 参考になるかもしれないのでちょっと御紹介したいのですが、私、十数年前にSAPという企業の基幹系システムでは一番大きなところの日本法人の社長をやっていたのですが、当時でSAPは世界の売上合計が2兆円ぐらいあって、そのうちの1割、約2000億円が政府系の売上だったのです。日本では政府系の売上はすごく少ないので、非常に不思議に思ったので、ドイツのスペシャリストと会ったときに話を聞いたのですが、彼が言っていたのはかなり明快で、こういうことを言っていました。八剣さん、地方自治体というのはパッケージベンダーにとってみると、こんなにおいしいマーケットはないのよと。非常にマーケットそのものが大きいです。その上に、ブラジルでもチリでもヨーロッパでも、住民の望んでいるニーズはほとんど一緒です。パッケージベンダーにとってみると、同じパッケージをコピーしてインストールするときに一番もうかるので、最ももうかるマーケットですと言っていました。

いまだに日本ではほぼ、地方自治体でSPAのユーザーはいないのです。SAPを入れた方がいいと言っているわけではありません。誤解しないでいただきたいのですが、日本を見ると、すごくゆがんでいると私は感じていて、地方自治体とか、東京都の特別区、それにパッケージを使っているユーザーがかなりいるにもかかわらず、国が決めた標準的な就労証明書に対応できないパッケージがそこら中にあるのです。こんなのあり得ないですよ。パッケージだったら、国が決めた法律を守るなどというのは当たり前の話であって、その辺から大分ゆがんでいる。そういう経緯もあったので、私は地方自治体のシステム系の商談にも大分立ち会ったことがあります。日本は、日本以外の国の地方自治体のシステムの導入とは物すごく違ってきます。極端なことを言えば、ほとんど作り込みになっている。全く似たようなものを微妙に変えて人手を掛けて入れている。これを繰り返しているから、こうなっているのだと思います。

さらにドイツのスペシャリストが私に言ったのは、基本的に地方自治体の首長は選挙で選ばれているので、コストが安いのがいいに決まっているので、自然に広まっていくのだと言っていました。それが何で起きないのか。2年ほど前に、カナダの割と小さなソフトウェアを何十種類も扱っている会社で、それでも合計すると数千億円の売上を持っている社長に会うことがあったので、この話を振ってみたのですが、彼は胸を張って言っていましたけれども、SAPが10%だとは知らなかったと、うちは35%が地方自治体だと、こんなに似ているマーケットはないと全く同じことを言っていたので、何か標準体をつくって、それが最もコストが安いことを証明して、使わないのだったら使わないでどうぞと、使わないということはコストが高くなるということなので、高くなるということは、この地方自治体は高いシステムを運営していますよということを言えばいいのかなと。これに尽きるのではないかとずっと思っています。

○高橋（滋）座長 そこは総務省で今、システム標準化みたいなのをやっていますので、そういう過程の中で呼んで、そういう話をぶつけてみるとおもしろいかと思いますので、よろしくをお願いします。

では、岩下さん、どうぞ。

○岩下座長代理 今のお話に絡む話ですが、私は今、京都市に住んでおりまして、個別の名称を余り挙げてはあれですが、京都市の基幹システムがつい最近、再び入札不調になって大問題というのが地元では何度となく報道されています。どういうことかというのと、いわゆるレガシー系のシステムを、クラウドとまではいかないらしいのですけれども、置き換えようとしたところ、入力に対して出力が完全に同じというものは作れないらしいのですね。技術的にそんなことがあるのかという感じがするのですけれども、相当昔、面倒くさいものを入れてしまって、結局、自治体の行政実務というのは、これは皆さんのほうが詳しいかもしれませんが、言ってみれば過去にやったことの積み上げですので、過去と違う結論が出てきてしまうシステムというのは受け入れがたい。ところが、最近のデジタルトランスフォーメーションをすると、ぎりぎりのところで言うと、過去はこういう判断したけれども、今のロジックで合理的に話すとこっちだよというものがどうしても出てきてしまうわけですよ。それを、昔のシステムだったらこうしてくれていたのだから、同じにしてくれと。でも、そのためには物すごく重いカスタマイズをしないといけないので、2回ほど受注して、結局作れずというのをやっているという話を地元で聞いています。

これは中央も同じかもしれませんが、日本人の行政官はとても真面目なので、過去にやったことも含めて、システムが変わったからこう変わったのだよという説明はしないですね。それは確かにしてはいけない感じもするのですけれども、今のITの世の中だと、RPA入れたからとか、あるいは保育所をどこに入れるかについてAIで判断するようになったから、従来だったら一番ここがこうだったかもしれないけれども、全体最適だったらこうなるのだよというのはある話なのだと思うのですよ。だけれども、そういうことに対して説明できないと受け入れられないというのがどうもあるらしくて、標準化、あるいは共通プログラムといったものに対して、各自治体が大変拒否感、嫌悪感を持つ根底にあるらしいのですね。そこは多分、一種の考え方の違いだと思うので、デジタルトランスフォーメーションするというのそういうことだと思うのですね。

同じことは、さっき幾つか出てきた、例えば、個人情報保護をするときにどうするかという話のときに、2,000自治体問題とか、3,000自治体問題とかよく言って、要するに、個人情報とは何かということの定義が日本全体で3,000ぐらいあるのですね。個人情報保護法という法律があるにもかかわらず、個人情報の保護を各自治体に任せているものですから、自治体ごとに個人情報とは何かということがそれぞれ違う定義になっていると。これからSociety5.0でいろいろ個人情報を使って何かやっというときに、この市だといいいけれども、この市だとだめだとか、そんなことになっていたらやっというられないはずなので、そういうことも含めてちょっとまずいなと。

昔、明治のときに、藩の軍隊とか、東京に集めて警視庁とか、そういうので、警察というものは都道府県の差がすごく大きい。このときに何が起こったかというのと、交通反則金

の書式が県によって全く違います。なので、高速道路上で、東京都の高速道路か、神奈川県の高速度のどちらで交通反則をしたかによって、反則金の書式が違うので、47都道府県全部の書式をシステムに覚え込ませないと、それをOCRで読み取れないという、なかなか悲しい事態がいろいろありまして、皆さんに自由にやっってくださいという部分に対する、別に無理に中央統制する必要はないと思うのですけれども、本来必要な自治とか、各自治体の自由な判断と、それでは結果として全体の非効率になっているということとはちょっと違うと思うので、そこは改めるべきは改める方法で議論ができていったらいいのになと思います。

○高橋座長 どうぞ。

○南雲委員 標準化の議論をするときに、手続の標準化にどうしても視点が行きがちなのですけれども、実はデータの標準化のほうが重要で、本当はデータを標準化するというところが川下にあるのだけれども、それから遡って手続をどうするかという順番でいかなければいけない時代になっていると思うのですね。なので、サービスのカタログとデータのカタログ、2段階でどうするのかという議論はやるべきだと思います。

以上です。

○高橋(滋)座長 どうも、いろいろと御指摘ありがとうございました。この案について、佐藤先生にご指摘をいただいた点ですが、一応、全国町村会にお願いをしに行ったところ、コンビニが一個もない村にコンビニ納付を押しつけられても困るとか、特に町村については、取組のアプローチの仕方、さらに言うと町村に近い市とのご発言も頂いたので、その辺は冒頭の表現を考えさせてください。うまくアプローチができるように表現を検討させていただければありがたいと思います。

それから、地方提案ですが、愛媛県に行ったときに、デジタル化を進めたくても国の縛りがあって、自治体では進められませんみたいな話を愛媛県の担当者から言われまして。そういう意味では、個別の話については、地方から提案いただくというのは重要だと思います。そういうご提案をいただいた上で包括的に潰していく取組も重要だと思います。地方提案、今、須藤参事官にも来ていただきましたが、連携していきたいと思っています。

それ以外にも、J グランツの話は、地方公共団体を巻き込むという点からは重要です。これもぜひ吉岡参事官のほうで、地方自治体の参加を増やす方向で取組を進めていただければありがたいと思います。

以上、いろいろと貴重な意見をいただきましたので、それを事務局と反映させながら、案の精査をこれからやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、分権室におかれましては、今のお話を分権改革有識者会議にお伝えいただきたいと思います。同じ方向を向いておりますので、事務局も含めて、協力、連携させていただきたいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

(内閣府退室)

○高橋（滋）座長 続きまして、「規制改革ホットラインの処理方針」について取り上げたいと思います。

御案内のとおり、規制改革ホットラインにつきましては、第2回本会議において決定された運営方針のとおり、寄せられた要望ごとの処理方針を各ワーキングにおいて決定することとなっております。

今後、1月に1回程度の割合で御議論いただくこととなりますが、本日はその1回目として議論させていただきたいと思います。時間も押しておりますので、5分程度でお願いします。

○大野参事官 資料4として、「規制改革ホットライン処理方針」をお配りさせていただいているところでございます。本ワーキングになりまして初めてになりますので、ちょっと分量が多くなってしまっているところでございます。区分といたしましては、ワーキング・グループとしてしっかりと検討していくという◎、それから、所管省庁、△は事務局で接するということがございます。このほかにも注視していくものもあるかと思っております。

内容といたしましては、本日の地方税のところで御議論いただきました電子納付等の効率化の推進につきましては引き続き検討してやっていくことかと思っております。

②といたしましては、電子提出を念頭に置いた、介護保険制度における指定申請・変更届出等についての全国の統一ということでございますが、こちらの一部、昨年の規制改革推進計画の実施計画の中に入ってきていることもございますので、そのフォローアップの一環として、さらにはそれを拡大するということが検討するということかと思っております。

それから、③の行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化、実は本日の地方税の関係のことも含めてということかと思っておりますけれども、電子化、書式の統一化については、我々としても検討していくことにしているところでございます。

それから、④の保育所入所に必要な就労証明書は引き続き検討してまいります。

それから、⑤の経営事項審査における手続緩和でございますが、こちらは建設業法の関係でございます。昨年の終わりの当ワーキング・グループの20%削減の取組の中で建設業法の申請書類の削減が議題になっているかと思いますが、こちらについてももしっかりフォローしていくということかと思っております。

それから、⑥の自動車登録における印鑑証明書事前承認手続の統一化・簡素化も20%削減の対象ではないということでございますけれども、国交省で検討を始めているということでございますので、こちらについて事務局で確認した上で、改めてお諮りしたいと考えている次第でございます。ということで△としております。

それから、⑦の産業廃棄物の関係の報告書でございますが、こちらも書式・様式の統一が規制改革実施計画の中に課題となっているところでございますので、書式・様式の統一がしっかりと進んでいくかどうかについてフォローアップしていくことかと思っております。

す。ということで◎としているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋（滋）座長 全て取り組むということでございますので、これから皆さん、お忙しいと思いますが、お付き合いいただければありがたいと思います。

最後に、議長、副大臣、いらっしゃっておりますので、まとめをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大塚副大臣 さっきのデジタルガバメントワーキング・グループのところ、先生方から出た意見全て大賛成でありますので、しっかり反映できるようにしていただきたい。個別のところで言うと、特にコストと考えたときに、事業者側のコストをわきまえないといけないのかなど。自治体の窓口のコストが行政側で減ったところで、余り社会的インパクトがないわけでありますので、そこをちゃんと踏まえていくことと、どういうコストが発生しているか、よく知っている横串業者が、南雲先生がおっしゃっていたように幾つもあると思いますので、こういうところをしっかりと意見を聞いたほうがいいねと思います。

それから、先進事例も重要なのですけれども、標準的な自治体がどうなっているかということをおきまえないと全体としての効率が上がっていかないことになろうかなということと、表現ぶりかもしれませんが、多様な取組というのは私もちょっと気になったのだけれども、現状追認につながりかねないところがあるので、どちらかということ、多様性を認めるというよりも、集権的にして、多様性を排除していかないと効率化していかないという分野だと思っておりますので、規制改革というときに、必ず緩和ばかりでもないぞということも踏まえてやっていったらどうだろうかと思っております。それから、もう一個、自治体クラウドという取組をやっていますね。あれを少し踏まえて連携していったらいいのではないかなど。担当が私のところではなく、別の副大臣の担当なのですけれども、そこも連携しようかなと私も思っているところでありますので、そこも横目に入れていただければと思います。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

議長、いかがでしょうか。

○小林議長 どうもありがとうございました。相当デジタル化が進んでいるところもあるけれども、前回の警察庁などでは全然デジタルライゼーションそのものが入っていないというのを目の当たりにしたわけですが、2000年初頭に出井さんあたりがe-ガバメントを始めてもう20年。20年も経って日本というのは全然進んでいないというのは何が原因かをもう少し調べるべきだとは思っているのですが、それが今日かなり表出していると思うのです。例えば人なり法人のアイデンティフィケーション自身が全然明確化されていないとか、先ほどのインセンティブの話での印紙税、これも「印」と「紙」という最も古いものに税金を掛けているのだから、少しはデジタル化へのインセンティブがあってもいいのではないかと。電子税なら電子税で、それなりのレスポンスがないとだめなのではないかと思うのですが、そういう基本的なところをもうちょっと高いレイヤーで一定程度提言するなり、

動かすことも必要なのではないか。そうでないと、個別にやっても、相変わらずぐるぐる回ってしまう部分もあるのかなというのが今日の印象でございます。ぜひ御検討を。

○高橋（滋）座長 議長のリーダーシップによりお導き頂きますよう、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、本日の議題は以上でございます。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

○大野参事官 次回の会議日程につきましては、後日、事務局から連絡いたします。

○高橋（滋）座長 どうも、お忙しいところありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。